

南島原市監査委員公表第2号

平成31年3月22日付け30南監第123号で報告した平成30年度定期監査及び行政監査の結果に基づき、市長及び教育委員会から措置の状況について通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき公表します。

令和元年5月21日

南島原市監査委員 宮崎 太

南島原市監査委員 吉田 幸一郎

定期監査及び行政監査の結果に基づく措置の状況

30 南監第 123 号（平成 31 年 3 月 22 日付）分

市民生活部 保険年金課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p>（１）随意契約について</p> <p>特命随意契約について、決裁文書に特命随意契約理由書の添付漏れが確認された。前年度と同じ理由により同一業者と契約を締結する場合であっても、決裁時に理由書の添付を省略することなく、法令上の根拠を明確にされたい。</p>	<p>定期監査終了後、決裁文書に特命随意契約理由書の添付を行いました。</p> <p>今後特命随意契約における決裁時には、理由書の添付について遺漏なきよう努め、法令上の根拠を明確にしたいと思います。</p>

市民生活部 市民サービス課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p>（１）随意契約について</p> <p>特命随意契約について、決裁文書に特命随意契約理由書の添付漏れが確認された。前年度と同じ理由により同一業者と契約を締結する場合であっても、決裁時に理由書の添付を省略することなく、法令上の根拠を明確にされたい。</p>	<p>指摘のありました契約につきましては、平成 29 年度まで特命随意契約理由書を添付していましたが、平成 30 年度、契約管理システムに入力する際、理由欄に根拠を入力することで特命随意契約理由書を省略できると勘違いしておりました。今後は、特命随意契約理由書を必ず添付します。</p>

市民生活部 健康対策課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p>（１）防火管理について</p> <p>具体的な火災発生事例を見立てた避難訓練を実施されているが、課内に実施内容をまとめた書面の記録が残されていない。訓練後の担当職員の所見や反省点などの報告書を作成し課内で供覧するとともに、職員の危機管理意識を高めた訓練の取り組みに努められたい。</p>	<p>ご指摘を受け、平成30年度の避難訓練では、書面での実施報告を行い課題の共有を図りました。今後も訓練後は報告書を作成し、職員の危機管理意識の向上に努めてまいります。</p>

衛生局 第一課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p>（１）防火管理について</p> <p>消防署職員立会いのもと訓練を実施されているが、課内に実施内容をまとめた書面の記録が残されていない。訓練後の担当職員の所見や反省点、消防署職員の助言などの報告書を作成し課内で供覧するとともに、職員の危機管理意識を高めた訓練の取り組みに努められたい。</p>	<p>「消防訓練報告書」に参加者名や訓練内容等を記し、状況写真を添えて事務所内で供覧した。今後は、気付きや反省点、消防署職員の講評を併記するとともに、課内で供覧する。</p> <p>また、職員全員に訓練マニュアルを配布して意義の理解を求め、訓練を実践することで危機管理意識の高揚に努める。</p>

農林水産部 農林課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p>（１）防火管理について</p> <p>消防署職員立会いのもと訓練を実施されているが、課内に実施内容をまとめた書面の記録が残されていない。訓練後の担当職員の所見や反省点、消防署職員の助言などの報告書を作成し課内で供覧するとともに、職員の危機管理意識を高めた訓練の取り組みに努められたい。</p>	<p>各施設における消防訓練について、訓練後に、訓練内容の所見や反省点などの記録を書面で残し、課内において訓練の取り組み状況を周知します。</p>

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p>（２）施設使用料について</p> <p>平成 28 年度にも指摘しているが、農村婦人の家など 3 ヶ所の施設使用料が統一されていない。公平性を保つ上でも使用料の改正について検討されたい。</p>	<p>農村婦人の家の施設使用料について、利用状況を確認し、使用料の統一を検討します。</p>

農林水産部 農村整備課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p>（１）随意契約について</p> <p>特命随意契約について、決裁文書に特命随意契約理由書の添付漏れが確認された。システム保守点検業務などの場合でも、決裁時に理由書の添付を省略することなく、法令上の根拠を明確にされたい。</p>	<p>特命随意契約理由書の添付を義務付けるようにした。</p>

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p>（２）修繕伺いについて</p> <p>「早急な対応を要する」という起案文書の記載を1者選定の理由としているが、市民への説明責任と公平性を保つ上でも決裁時に理由書を付し、1者選定の根拠を明確にされたい。</p>	<p>1者選定の根拠を明確にするため、理由書を添付するようにした。</p>

建設部 建設課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p>(1) 修繕伺いについて</p> <p>1 者を選定した理由が決裁の中で明確でなかった。市民への説明責任と公平性を保つ上でも決裁時に理由書を付し、1 者選定の根拠を明確にされたい。</p>	<p>1 者選定の根拠につきましては、「地方自治法第 2 3 4 条第 2 項の規定による。」としました。</p> <p>また理由についても、「地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号から第 7 号の規定中、次の理由による</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. その性質又は目的が競争入札に適さない。(第 2 号) 2. 法令に規定する福祉関係施設からの役務の提供。(第 3 号) 3. 緊急の必要により競争入札に付することができない。(第 5 号) 4. 競争入札に付することが不利と認められる。(第 6 号) 5. 時価に比べて著しく有利な価格で契約できる見込みがある。(第 7 号) 」 <p>を伺いに追記した決裁に修正しました。</p>

建設部 管理課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p>(1) 随意契約について</p> <p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に該当する施設から役務の提供を受ける場合において、決裁時の特命随意契約理由に地方自治法施行令上の根拠が示されていない。契約方式の例外であることを踏まえ、令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号による理由を付して根拠を明確にされたい。</p>	<p>平成 3 1 年度契約より下記のとおり改善。(1 者随意契約の理由)として事業所が、障害者支援施設の場合、下記のとおり、根拠法を示すこととしました。</p> <p>「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号」及び、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律第 4 条第 1 項」の規定による。</p>

建設部 都市計画課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p>（１）防火管理について</p> <p>防火管理者の設置を義務付けされている市営住宅で、消防訓練未実施の団地が確認された。消防計画書に基づき定期的な訓練が実施できるよう防火管理者としての責務に努められたい。</p> <p>また、訓練の実施だけに留まらず、実施後、担当職員の所見や反省点、消防署職員の助言などの報告書を作成し課内で供覧するとともに、職員の危機管理意識を高めた訓練の取り組みに努められたい。</p>	<p>消防計画では消防訓練を実施することとしておりますので、計画書に沿って、市営住宅入居者に訓練の参加を要請し、消火、通報、避難誘導訓練を計画いたします。訓練後は、報告書を作成し、訓練の反省、今後の訓練の在り方を検証いたします。</p>

教育委員会 教育総務課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p>（１）修繕伺いについて</p> <p>管財契約課への合議を必要としない修繕伺いについて、1者を選定した理由が決裁の中で明確でなかった。市民への説明責任と公平性を保つ上でも決裁時に理由書を付し、1者選定の根拠を明確にされたい。</p>	<p>今後は、決裁文書の中に1者選定の根拠理由を記載するように対応していきます。</p>

教育委員会 学校教育課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p>（１）補助金交付要綱の作成について</p> <p>平成 28 年度にも同様の指摘を行い措置の状況の報告を求め、要綱の告示を行うと回答があった補助金について、現在もまだ個別の要綱を定めずに補助金を交付している事が確認された。年度内の作成に向け協議中とのことであるが、早急に補助金の目的、対象、算定などを明確にした要綱の整備を行い、告示の手続きを行われたい。</p>	<p>補助金交付要綱につきましては、早急に整備します。</p>

教育委員会 生涯学習課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p>（１）防火管理について (消防用設備)</p> <p>コレジヨホールの設備点検について、自動火災報知設備、非常警報装置、誘導灯の設備不良が確認された。過去 2 回の点検で不良と指摘されており、次年度修理対応を計画しているとのことであるが、市民の使用頻度が高く収容人員も多い施設で再度の指摘にもかかわらず、次年度に修理するのはいかなものか。できるだけ早急な対応に努められたい。</p>	<p>旧年度での流用の対応が出来なかったため、平成 3 1 年度予算において早急に対応しているところです。今後は、コレジヨホールに限らず、各社会教育施設において指摘があった場合には、予算の状況を見ながら、必要があれば財政課に相談し迅速に対応します。</p>

<p>(避難訓練)</p> <p>対象となる所管施設の避難訓練については、今年度すべて実施（予定も含め）が確認された。消防署職員立会いのもと訓練を実施した施設もあるが、消防署への実施報告に留まり、課内に実施内容をまとめた書面の記録が残されていない。訓練後の施設管理職員の所見や反省点、消防署職員の助言などの報告書を作成し所管施設及び課内で供覧するとともに、職員の危機管理意識を高めた訓練の取り組みに努められたい。</p>	<p>避難訓練を含めた消防訓練は、年2回実施することとなっているため、計画的に消防署職員の立会いのもと実施します。また、実施結果については、実施内容、消防職員の助言（指摘事項等）を記載した報告書を提出させ、課内及び各社会教育施設において情報を共有することにより、危機管理意識を高めた訓練に取り組みます。</p>
--	---

教育委員会 スポーツ振興課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p>(1) 防火管理について</p> <p>消防署の立ち入り検査において、一部の体育館、武道館で消防計画書に基づく避難訓練などの未実施及び消防用設備不良が確認された。消防法の違反事項にあたるため、早急な訓練及び指摘事項の改修に努められたい。</p> <p>また、訓練の実施だけに留まらず、実施後、施設管理職員の所見や反省点、消防署職員の助言などの報告書を作成し所管内で供覧するとともに、職員の危機管理意識を高めた訓練の取り組みに努められたい。</p>	<p>3月20日に南有馬体育館・武道館において消防署指導の下、火災を想定した初期消火及び通報・避難誘導の訓練を実施しました。今後も引き続き消防計画書に基づき訓練を実施していきます。</p> <p>また、今回の避難訓練の中身については報告書として課内で供覧し、危機管理意識を高めた訓練に取り組みます。</p>

教育委員会 文化財課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p>（１）防火管理について</p> <p>対象となる口之津歴史民俗資料館の避難訓練については、年に１回実施されており今年度も消防署職員立会いのもと地元消防団員、住民の参加を交えた実施が確認された。</p> <p>しかしながら、県への実施報告に留まり、課内に実施内容をまとめた書面の記録が残されていない。訓練後の施設管理職員の所見や反省点、消防署職員の助言などの報告書を作成し所管施設及び課内で供覧するとともに、職員の危機管理意識を高めた訓練の取り組みに努められたい。</p>	<p>南島原消防署口之津分署より文化財防火デーに伴う避難訓練の反省点を提出してもらい、防火訓練実施報告書を課内及び口之津資料館において情報を共有することにより、危機管理意識を高めた訓練に取り組みます。</p>